

国家公務員倫理審査会会長
秋吉 淳一郎 殿

総 務 大 臣
武 田 良 太

国家公務員倫理法第 2 3 条第 3 項の規定に基づく任命権者による調査結果の報告について

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 調査の対象となった職員の勤務する官署又は事務所、官職及び氏名別紙 1 のとおり。
- 2 調査を終了した日
令和 3 年 2 月 2 4 日
- 3 調査の経過の概要
 - (1) 令和 3 年 2 月 1 日、大臣官房秘書課宛てに、国家公務員倫理規程に関する取材を行っている旨のファクシミリが到着したことから、その内容について、同課から別紙 1 ①から④の職員に事実確認を行ったところ、利害関係者の可能性がある株式会社東北新社（以下「東北新社」という。）から、供応接待を受けた等の疑いが判明した。
 - (2) 確認の結果判明した行為は、国家公務員倫理規程（以下「倫理規程」という。）第 3 条第 1 項第 6 号に違反する疑いがあることから、令和 3 年 2 月 2 日、国家公務員倫理法（以下「倫理法」という。）第 2 2 条の規定に基づく端緒報告及び同法第 2 3 条第 1 項の規定に基づく調査開始通知を提出し、調査を開始した。

(3) 調査の対象については、端緒情報のあった別紙1①から④の職員に対して、東北新社及び東北新社以外の事業者との倫理規程違反事実の確認をするとともに、東北新社に対して別紙1①から④の職員及びそれ以外の総務省職員への供応接待等について確認を行った。

更に、類似の事実が無いか確認するため、衛星基幹放送の業務の認定の事務を担当する歴代の幹部職員（情報流通行政局長、大臣官房審議官（情報流通行政担当）及び衛星・地域放送課長）について、倫理規程違反が疑われる事実がないか確認を行った。

これらの確認の結果、別紙1⑤から⑫の職員（⑪及び⑫については現在は他省庁勤務）について、倫理規程違反が疑われる行為が判明し、上記（2）の行為と併せて調査を行った。

(4) 調査にあたっては、倫理監督官である事務次官をヘッドとした調査チームを臨時に設置し、調査の客観性を確保すべく弁護士がアドバイザーとして参画した。調査チームは、職員及び東北新社社員への事情聴取や関係書類の入手・精査を通じ、事実関係の確認、判明した行為の評価、利害関係の特定、予定する懲戒処分等の検討を行った。

4 調査の結果判明した事実

調査の結果、別紙1①から⑫の各職員について判明した事実は別紙2の通り。

また、東北新社の社員で会食に参加したのは主に下記の4名であった。このうち、下記③の木田氏が同社における総務省との窓口としての役割を果たし、多くの会食を主体的に企画・参加し、店側への支払いを行っていたことが確認された。また、多くの議論があった菅氏の存在が会食に影響を及ぼしたのではないかということについては、そのような事実は確認できなかった。なお、具体的にどの会食か特定はできないが、総務省職員が自己負担分の支払いを行っている場面を目撃したことがあるとの証言も聞かれた。

①二宮清隆・代表取締役社長

②三上義之・取締役執行役員（株式会社囲碁将棋チャンネル取締役、株式会社スター・チャンネル取締役を兼務）

③木田由紀夫・執行役員（株式会社東北新社メディアサービス代表取締役社長、株式会社スター・チャンネル監査役を兼務）

④菅正剛・メディア事業部趣味・エンタメコミュニティ統括部長（株式会社囲碁将棋チャンネル取締役を兼務）

5 利害関係の有無

(1) 各職員の所掌事務

別紙1①から⑤、⑦、⑧及び⑩から⑫の各職員について、それぞれ別紙3に掲げる期間において、放送法に基づく衛星基幹放送の業務認定に関する事務を直接に担当又は職務権限を有しており、事業者を管理監督する立場にあった。⑥及び⑨の職員については、行為時及びその3年前までの期間に上記立場にはなかった。

(2) 東北新社等との利害関係

①株式会社東北新社メディアサービス、株式会社スター・チャンネル及び株式会社囲碁将棋チャンネルについて

東北新社の子会社である株式会社東北新社メディアサービス、株式会社スター・チャンネル及び株式会社囲碁将棋チャンネルについては、それぞれ、総務省情報流通行政局衛星・地域放送課が所管する放送法に基づく衛星基幹放送の業務認定を受けており、倫理規程第2条第1項1号に規定する利害関係者に該当する。

②東北新社について

東北新社については、

- 定款において「放送法に基づく基幹放送事業及び一般放送事業」を行う旨が定められていること
- それが単に形式的なものに止まらず、上記①のとおり、東北新社の子会社である株式会社東北新社メディアサービス、株式会社スター・チャンネル及び株式会社囲碁将棋チャンネルが、総務省情報流通行政局衛星・地域放送課が所管する放送法に基づく衛星基幹放送の業務の認定を受けて放送事業を行っていること
- 当該子会社との関係について、東北新社のメディア部門において子会社の事業をとりまとめ、方針を東北新社が示し、業務委託の形で東北新社が子会社の事業を請け負う等、各子会社により程度の差はあるもののグループ企業として事実上一体的な運営がなされていること

を踏まえれば、情報流通行政局衛星・地域放送課が所掌する「放送業（衛星放送、国際放送、市区町村放送及び有線放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）」について、その相手方の事業者として、倫理規程第2条第1項6号に規定する利害関係者に該当する。

6 本件行為の評価

(1) 谷脇康彦

①利害関係者からの贈与の禁止（倫理規程第3条第1項第1号）

会食1に際し手土産（約6000円）及びタクシーチケット（約8000円）を受領した行為は倫理規程第3条第1項第1号に違反する。

②利害関係者からの供応接待の禁止（倫理規程第3条第1項第6号）

会食1の飲食費の自己負担相当分（1件、約4万7000円）を東北新社に支払わせた行為は倫理規程第3条第1項第6号に違反する。

③利害関係者以外の者との間の禁止行為（倫理規程第5条第1項）

会食2から4の時点では、谷脇は東北新社と利害関係に無く、これらの会食で同社に自己負担分（3件、約5万7000円）を支払わせた行為は、その頻度、飲食の額、東北新社との関係を踏まえれば社会通念上相当と認められる程度を越えて供応接待を受けたものであり、倫理規程第5条第1項に違反する。

(2) 吉田真人

①利害関係者からの贈与の禁止（倫理規程第3条第1項第1号）

会食5に際し、手土産（約2000円）及びタクシーチケット（約5000円）を受領した行為は倫理規程第3条第1項第1号に違反する。

②利害関係者からの供応接待の禁止（倫理規程第3条第1項第6号）

会食5から9の自己負担分（5件、約5万8000円）を東北新社に支払わせた行為は倫理規程第3条第1項第6号に違反する。

③その他

吉田真人が情報流通行政局総務課長着任以降に、東北新社と3回程度会食を行った記憶がある旨証言しているものについては、本人及び東北新社への確認の結果、日時や飲食の内容等の特定が困難なため、倫理法違反を認定することはできなかった。

(3) 秋本芳徳

①利害関係者からの贈与の禁止（倫理規程第3条第1項第1号）

会食10及び11に際し、手土産（1件、2000円）及びタクシーチケット（2件、約6000円）を受領した行為は倫理規程第3条第1項第1号に違反する。

②利害関係者からの供応接待の禁止（倫理規程第3条第1項第6号）

会食10及び11の自己負担分（約2万7000円（自己負担相当額（2件、約3万7000円）と支払額（1件、1万円）の差額）を東北新社に支払わせた行為は倫理規程第3条第1項第6号に違反する。

③利害関係者以外の者との間の禁止行為（倫理規程第5条第1項）

会食12から16の時点では、秋本は東北新社と利害関係に無く、これらの会食で同社に自己負担分を支払わせた行為は、その頻度、金額（約2万9000円（自己負担相当額（5件、約5万8000円）と支払額（5件、2万9000円）の差額））、東北新社との関係を踏まえれば、社会通念上相当と認められる程度を越えて供応接待を受けたものであり、倫理規程第5条第1項に違反する。

（4）湯本博信

①利害関係者からの贈与の禁止（倫理規程第3条第1項第1号）

会食17に際し、手土産（1600円）を受領した行為は倫理規程第3条第1項第1号に違反する。

②利害関係者からの供応接待の禁止（倫理規程第3条第1項第6号）

会食17及び18の自己負担分（2件、最大で約2万2000円）を東北新社に支払わせた行為は倫理規程第3条第1項第6号に違反する。なお、これらの会食について本人が一定額（金額不明）を支払った記憶がある旨を証言しているものの事実を確定するに至らず、倫理規程第3条第1項第6号に違反するものと認定する。

③利害関係者以外の者との間の禁止行為（倫理規程第5条第1項）

会食19の時点では、湯本は東北新社と利害関係に無く、本会食で同社に自己負担分を支払わせた行為は、その頻度、飲食の額（自己負担相当額（約5600円）と支払額（5000円）の差額約600円）について社会通念上相当と認められる程度を越えて供応接待を受けたとまでは言えず、倫理規程第5条第1項に違反しない。

（5）玉田康人

会食20の自己負担分（最大で約9000円）を東北新社に支払わせた行為は利害関係者からの供応接待の禁止（倫理規程第3条第1項第6号）に違反する。なお、本人が一定額（5000円）を支払った記憶がある旨を証言しているものの事実を確定するに至らず、倫理規程第3条第1項第6号に違

反するものと認定する。

(6) 豊嶋基暢

会食21及び22の時点では、東北新社と利害関係に無く、これらの会食で同社に自己負担分(2件、約2万2000円)を支払わせた行為は、その頻度、飲食の額、東北新社との関係を踏まえれば社会通念上相当と認められる程度を越えて供応接待を受けたものであり、倫理規程第5条第1項に違反する。

(7) 井幡晃三

会食23から27の自己負担分(最大で5件、約6万1000円)を東北新社に支払わせた行為は利害関係者からの供応接待の禁止(倫理規程第3条第1項第6号)に違反する。なお、井幡は会食27について参加した記憶が無い旨、会食23、24及び26について一定額(3件、1万5000円)を支払った記憶がある旨を証言しているものの事実を確定するに至らず、いずれにしても倫理規程第3条第1項第6号に違反するものと認定する。

(8) 吉田恭子

会食28から32の自己負担分(5件、約6万3000円)を東北新社に支払わせた行為は利害関係者からの供応接待の禁止(倫理規程第3条第1項第6号)に違反する。

(9) 課長級職員

会食33の時点で東北新社と利害関係に無く、本人が自己の費用を負担した旨を証言していることに加え、仮に自己負担分(約7600円)の飲食の提供を受けたとしても本件1回限りで、他の多くの民間企業の者と同席する場であり、課長級職員は東北新社とは私的なものを含めほとんど接点が無かったことを踏まえれば、社会通念上相当と認められる程度を越えて供応接待を受けたとまでは言えない。

(10) 三島由佳

会食34の自己負担分(約8000円(自己負担相当額(約1万7000円)と支払額(8400円)の差額)を東北新社に支払わせた行為は倫理規程第3条第1項第6号に違反する。

(参考) 他省庁在籍者

(11) 奈良俊哉

会食35及び36の自己負担分(約1万8000円)を東北新社に支払わ

せた行為は利害関係者からの供応接待の禁止（倫理規程第3条第1項第6号）に違反する。

（12）課長補佐級職員

会食37及び38の自己負担分（2件、約2万1000円）を東北新社に支払わせた行為は利害関係者からの供応接待の禁止（倫理規程第3条第1項第6号）に違反する。

7 予定する懲戒処分等の内容

人事院規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）別表によると、倫理規程第3条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けた場合の基準は、「免職、停職、減給又は戒告」、同項第6号の規定に違反して利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けた場合の基準は「減給又は戒告」、同第5条第1項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた場合の基準は「減給又は戒告」とされている。

以上を踏まえ、他の処分事例や情状を考慮した上で、予定する懲戒処分等の内容は別紙4のとおり。

8 管理監督責任等

倫理監督官である事務次官の黒田武一郎については、職員に対して必要な指導、助言を行い、倫理の保持のための体制整備を行う立場にありながら、必要な対応を怠り、結果として今般の違反事案を招いた。よって、総務省訓令に基づき、矯正措置の「嚴重注意」を措置する。

職員の行為時の上司であった谷脇康彦、吉田真人、秋本芳徳及び吉田恭子の管理監督責任については、別紙4の各職員の欄のとおり。

9 再発防止策

今回の調査を通じて、総務省の幹部職員が東北新社の社員から飲食等の接待及び手土産・タクシーチケットの贈与を受けていたことが判明した。

その中には、東北新社と利害関係者にあたる時期に供応接待や贈与等を受けていた事案のほか、東北新社と直接の利害関係に無い官職に就いている時期においても、社会通念上相当と認められている程度を超えて継続的に供応接待が行われたと認められる事案があった。また、これらの事案において、必要な届

出・報告が一切提出されていなかった。

総務省として、これらの事案がごく一部に止まらず多くの職員により行われたこと、なかんずく本来他の職員を指導監督すべき幹部職員・管理職員により行われていたことを極めて深刻に受け止めている。

今回、多くの職員が倫理規程に違反する行為を犯して行ってしまった原因として、

- ・自らに都合のよい解釈により東北新社が利害関係者に該当しないと安易に判断し、
- ・仮に利害関係者では無い場合であっても社会通念上相当と認められる範囲を超えた対応接待は許されないことを認識しないまま不用意に対応接待や贈与を受け、
- ・必要な各種届出・報告を行うという意識が希薄であった

ことが挙げられ、事情聴取においても、多くの職員が倫理法令に対する認識の甘さを反省の弁として口にしてしている。国家公務員として、特に幅広い権限を有する幹部職員については、相手方が利害関係者に該当するか否かについては細心の注意をもって確認をするべきであるし、利害関係者に該当しない場合であっても、対応接待が問題となることを深く認識すべきである。再びこのような国民の疑念や不信を招く行為を起こさないよう、再発防止を徹底する必要がある。

そのため、職員に対して、

- ・事業者等と接触する際に倫理法令上許されること、許されないことを改めて確認させ正確な知識を習得させ、
- ・定められたルールを遵守するよう常日頃から意識づけるとともに、
- ・倫理法令違反を起こさないよう事前・事後にきちんとチェックすることが重要であり、具体的には以下の取組に早急に着手することとする。

①幹部職員・管理職員への研修の徹底

本省課長級以上の全職員を対象にした倫理に関する研修を早急に実施するとともに、受講を必須化し、新たに効果測定を導入して今後も継続的に行う。

②厳格なチェックを行うための総務省独自ルールの整備

利害関係者との飲食について、1万円以下の場合についても事前届出を義務化するとともに、事後に適切な金額（割り勘分）を自己負担したことを証明できる書類提出を義務化する。また、職務上関係のある事業者等に対して、倫理法令の内容を周知し、違反防止の協力を要請する。

③監察体制の整備

上記取組を実効あるものとし、総務省の職員の職務に係る倫理の保持の徹底を図るため、省内の監察体制について組織要求も含め強化を図る。

これら取組を通じて、今回のような事態が再び発生しないよう、総務省を挙げて徹底して取り組む。

10 公表の有無

本件については、「国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月13日付け倫参一52）に基づき、懲戒処分後、速やかに公表を行う。

11 今後に向けて

今回の調査では、倫理法令違反が疑われる12人、のべ38件という膨大な数の事案について、可能な限り迅速に事実確認を行い、結果として11人、のべ37件について必要な処分等を行うこととした。

一方で、今回の違反事案により、放送法に基づく衛星基幹放送の業務認定に関する事務そのものに対して国民から強い疑念の目が向けられることとなったことを、重く受け止めなくてはならない。

このため、上述の再発防止策の実施状況や東北新社の特別調査委員会による調査の進捗状況も踏まえつつ、過去の衛星基幹放送等の認定プロセスについて、実際の意志決定がどのように行われたのか、行政が歪められるといった疑いを招くようなことが無かったかについて、副大臣をヘッドとする検証委員会を早急に立ち上げ、更なる検証を行う。

注）実際に国家公務員倫理審査会に提出した報告書は全て実名で記載

別紙1 職員一覧

番号	氏名	年齢	勤務官署	官職	期間	行為時の官職	期間
①	谷脇 康彦	60 歳	総務省	総務審議官(郵政・通信担当)	令和元年12月20日 ~ 現在	総合通信基盤局長	平成30年7月20日 ~ 令和元年12月19日
						総務審議官(郵政・通信担当)	令和元年12月20日 ~ 現在
②	吉田 真人	60 歳	総務省	総務審議官(国際担当)	令和2年7月20日 ~ 現在	大臣官房審議官(情報流行政局担当)	平成27年7月31日 ~ 平成29年7月10日
						大臣官房総括審議官(情報通信担当)	平成29年7月11日 ~ 平成30年7月19日
						情報流行政局長	令和元年7月5日 ~ 令和2年7月19日
						総務審議官(国際担当)	令和2年7月20日 ~ 現在
③	秋本 芳徳	59 歳	総務省	大臣官房付	令和3年2月20日 ~ 現在	総合通信基盤局総務課長	平成28年6月17日 ~ 平成29年7月10日
						総合通信基盤局電気通信事業部長	平成30年7月20日 ~ 令和元年7月4日
						情報流行政局長	令和2年7月20日 ~ 令和3年2月19日
④	湯本 博信	54 歳	総務省	大臣官房付	令和3年2月20日 ~ 現在	情報流行政局放送政策課長	平成29年7月11日 ~ 令和元年7月4日
						情報流行政局総務課長	令和元年7月5日 ~ 令和2年7月19日
						大臣官房審議官(情報流行政局担当)	令和2年7月20日 ~ 令和3年2月19日
⑤	玉田 康人	55 歳	総務省	大臣官房総務課長	令和2年7月20日 ~ 現在	内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室次長)	平成29年7月11日 ~ 令和元年7月4日
⑥	豊嶋 基暢	53 歳	総務省	情報流行政局情報通信政策課長	令和2年7月20日 ~ 現在	情報流行政局放送政策課長	令和元年7月5日 ~ 令和2年7月19日
⑦	井幡 晃三	51 歳	総務省	情報流行政局放送政策課長	令和2年7月20日 ~ 現在	情報流行政局衛星・地域放送課長	平成29年7月11日 ~ 令和元年7月4日
						情報流行政局地上放送課長	令和元年7月5日 ~ 令和2年7月19日
						情報流行政局放送政策課長	令和2年7月20日 ~ 現在
⑧	吉田 恭子	50 歳	総務省	情報流行政局衛星・地域放送課長	令和元年7月5日 ~ 現在	情報流行政局衛星・地域放送課長	令和元年7月5日 ~ 現在
⑨	課長級職員		総務省	大臣官房付		情報流行政局	
⑩	三島 由佳	49 歳	総務省	情報流行政局情報通信作品振興課長	令和元年7月16日 ~ 現在	情報流行政局情報通信作品振興課長	令和元年7月16日 ~ 現在

○他省庁在籍者

⑪	奈良 俊哉	58 歳	内閣官房	内閣審議官(内閣官房副長官補付)命 内閣官房郵政民営化推進室長 併任 郵政民営化委員会事務局長	令和2年7月20日 ~ 現在	大臣官房審議官(情報流行政局担当)	平成29年7月11日 ~ 令和元年7月4日
						大臣官房総括審議官(広報、政策企画(主)担当)	令和元年7月5日 ~ 令和2年7月19日
⑫	課長補佐級職員		出向中			情報流行政局	

別紙2：調査の結果判明した事実

整理番号	職員	年月日	時間 (関係情報から考えられる時間帯)	場所	参加者	人数	飲食総額	飲食単価	土産品名	土産代	タクシー代	総額単価	職員が当日、代 金支払の有無	備考
1	谷脇	令和2年10月7日	18:30頃～21:40頃	中央区日本橋人形町	二宮、三上、木田、菅	5	¥235,752	¥47,151	穴子のしぐれ煮	¥6,048	¥7,920	¥61,119	なし	2/2、本人から東北新社宛、飲食代・土産代として47,200円、タクシー代7,920円を振込済
2	谷脇	令和元年10月23日	18:30頃～	港区六本木	二宮、三上、木田、菅	5	¥109,505	¥21,901	なし	—	なし	¥21,901	なし	
3	谷脇	令和元年6月6日	18:30頃～	港区赤坂	三上、木田、菅	4	¥44,506	¥11,127	なし	—	なし	¥11,127	なし	
4	谷脇	平成30年10月9日	18:30頃～	千代田区九段北	二宮、木田、菅、他2名	6	¥145,750	¥24,292	なし	—	なし	¥24,292	なし	
5	吉田眞	令和2年12月8日	19:30頃～21:00頃	港区六本木	木田、菅	3	¥75,900	¥25,300	食パン・ジャム	¥1,944	¥5,410	¥32,654	なし	2/2、本人から東北新社宛、飲食代25,300円、土産代1,944円、タクシー代5,410円を振込済
6	吉田眞	令和2年1月24日	18:30頃～20:00頃	港区西麻布	木田、菅	3	¥16,280	¥5,427	なし	—	なし	¥5,427	なし	
7	吉田眞	平成29年10月18日	18:30頃～20:00頃	中央区銀座	木田	2	¥18,700	¥9,350	なし	—	なし	¥9,350	なし	
8	吉田眞	平成28年12月14日	19:00頃～20:00頃	港区六本木	木田	2	¥24,500	¥12,250	なし	—	なし	¥12,250	なし	
9	吉田眞	平成28年8月8日	18:30頃～20:00頃	港区六本木	木田、菅	3	¥17,939	¥5,980	なし	—	なし	¥5,980	なし	
10	秋本	令和2年12月10日	18:30頃～20:30頃	港区六本木	木田、菅	3	¥59,950	¥19,984	チョコレート	¥2,000	¥3,060	¥25,044	なし	2/2、本人から東北新社宛、飲食代20,000円、土産代2,000円、タクシー代3,060円を振込済
11	秋本	令和2年7月30日	18:00頃～20:00頃	港区西麻布	木田、菅、他1名	4	¥67,992	¥16,998	なし	—	¥3,320	¥20,318	¥10,000	
12	秋本	平成31年2月14日	19:00頃～21:00頃	港区三田	木田、菅 (湯本)	4	¥22,464	¥5,616	なし	—	なし	¥5,616	¥5,000	
13	秋本	平成30年11月29日	19:00頃～	港区南麻布	木田	2	¥12,420	¥6,210	なし	—	なし	¥6,210	¥4,000	
14	秋本	平成29年5月26日	18:30頃～20:00頃	港区六本木	木田、他1名	3	¥71,250	¥23,750	なし	—	なし	¥23,750	¥5,000	
15	秋本	平成28年11月28日	19:00頃～	港区六本木	木田、菅	3	¥43,900	¥14,634	なし	—	なし	¥14,634	¥10,000	
16	秋本	平成28年7月20日	19:00頃～	港区南麻布	木田、菅	3	¥23,112	¥7,704	なし	—	なし	¥7,704	¥5,000	
17	湯本	令和2年12月14日	18:30頃～20:40頃	港区南麻布	木田、菅	3	¥26,230	¥8,744	カットケーキ	¥1,600	なし	¥10,344	なし	2/2、本人から東北新社宛、飲食代8,750円、土産代1,600円を振込済
18	湯本	令和元年11月27日	18:40頃～20:30頃	港区六本木	木田、菅	3	¥39,160	¥13,054	なし	—	なし	¥13,054	なし	
19	湯本	平成31年2月14日	19:00頃～21:00頃	港区三田	木田、菅 (秋本)	4	¥22,464	¥5,616	なし	—	なし	¥5,616	¥5,000	
20	玉田	平成31年1月23日	18:30頃～21:00頃	港区南麻布	木田	2	¥18,080	¥9,040	なし	—	なし	¥9,040	なし	
21	豊嶋	令和元年11月28日	18:30頃～21:00頃	港区麻布台	木田	2	¥22,000	¥11,000	なし	—	なし	¥11,000	なし	
22	豊嶋	令和元年8月1日	18:30頃～21:00頃	中央区銀座	木田	2	¥21,900	¥10,950	なし	—	なし	¥10,950	なし	

整理番号	職員	年月日	時間 (関係情報から考えられる時間帯)	場所	参加者	人数	飲食総額	飲食単価	土産品名	土産代	タクシー代	総額単価	職員が当日、代 金支払の有無	備考
23	井幡	令和2年8月12日	18:30頃～	港区六本木	木田	2	¥42,240	¥21,120	なし	—	なし	¥21,120	なし	
24	井幡	令和元年12月19日	18:30頃～	文京区湯島	木田、菅（吉田恭）	4	¥30,000	¥7,500	なし	—	なし	¥7,500	なし	
25	井幡	令和元年8月30日	18:30頃～	港区南青山	三上、菅（吉田恭）	4	¥40,000	¥10,000	なし	—	なし	¥10,000	なし	
26	井幡	令和元年8月27日	18:30頃～	港区六本木	木田	2	¥26,400	¥13,200	なし	—	なし	¥13,200	なし	
27	井幡	平成31年2月6日	18:30頃～	港区西麻布	木田	2	¥17,525	¥8,763	なし	—	なし	¥8,763	なし	
28	吉田恭	令和2年8月5日	18:30頃～	港区南麻布	三上	2	¥47,470	¥23,735	なし	—	なし	¥23,735	なし	
29	吉田恭	令和元年12月19日	18:30頃～	文京区湯島	木田、菅（井幡）	4	¥30,000	¥7,500	なし	—	なし	¥7,500	なし	
30	吉田恭	令和元年11月29日	19:00頃～	港区麻布十番	三上、他1名（課長補佐級職員）	4	¥55,990	¥13,998	なし	—	なし	¥13,998	なし	
31	吉田恭	令和元年9月3日	18:30頃～	港区南麻布	木田（課長補佐級職員）	3	¥21,850	¥7,284	なし	—	なし	¥7,284	なし	
32	吉田恭	令和元年8月30日	18:30頃～	港区南青山	三上、菅（井幡）	4	¥40,000	¥10,000	なし	—	なし	¥10,000	なし	
33	課長級職員	平成30年9月19日	21:00頃～	中央区日本橋兜町	三上、他4名	6	¥45,490	¥7,582	なし	—	なし	¥7,582	なし	
34	三島	令和元年8月22日	18:30頃～20:30頃	中央区銀座	木田、他1名	3	¥49,896	¥16,632	なし	—	なし	¥16,632	¥8,400	

(参考) 他省庁在籍者

35	奈良	令和元年12月17日	18:30頃～20:30頃	港区麻布台	木田、菅	3	¥33,000	¥11,000	なし	—	なし	¥11,000	なし	
36	奈良	平成30年12月12日	18:30頃～20:30頃	港区南麻布	木田	2	¥14,256	¥7,128	なし	—	なし	¥7,128	なし	
37	課長補佐級職員	令和元年11月29日	19:00頃～21:00頃	港区麻布十番	三上、他1名（吉田恭）	4	¥55,990	¥13,998	なし	—	なし	¥13,998	なし	
38	課長補佐級職員	令和元年9月3日	18:30頃～21:30頃	港区南麻布	木田（吉田恭）	3	¥21,850	¥7,284	なし	—	なし	¥7,284	なし	

○吉田真人は、会食5から9のほかに、情報流通行政局総務課長着任（平成24年8月1日）以降、具体的な日時や内容は特定できないものの、東北新社と3回程度会食を行った記憶がある旨を証言しているが、現時点において東北新社側において確認には至らなかった。

○湯本は、会食17及び18について、自己負担分（金額不明）を支払った記憶がある旨を証言しているが、支払いを受けたとされる木田氏は記憶に無いとの証言であり、本調査において事実の特定には至らなかった。

○玉田は、会食20について自己負担分（5000円程度）を支払った記憶がある旨を証言しているが、支払いを受けたとされる木田氏は記憶に無いとの証言であり、本調査において事実の特定には至らなかった。

○井幡は、会食27について、参加した記憶がない旨、会食23、24及び26について、自己負担分（合計1万5000円程度）を支払った記憶がある旨を証言しているが、支払いを受けたとされる木田氏は記憶に無いとの証言であり、本調査において事実の特定には至らなかった。

○課長級職員は、会食33について、自己負担分（金額不明）を支払った旨を証言しているが、本調査において事実の特定には至らなかった。なお、本会合は、特に課長級職員をもてなす趣旨で開催されたものではなく、会費制で行われた別の会合に出席していた者のうち民間の者を含む数名が、その場の流れで二次会として開催したことを確認した。

○奈良は、会食35についてタクシーチケットを受領し使用した記憶がある旨を証言しているが、東北新社の調査において、奈良の証言と合致する使用履歴を確認することができず、本調査において事実の特定には至らなかった。

別紙3：官職への在籍状況

氏名	官職名	在籍期間
谷脇康彦	総務審議官（郵政・通信担当）	令和元年12月20日 ～現在
吉田真人	情報流通行政局総務課長	平成24年8月1日 ～平成25年6月27日
	大臣官房審議官（情報流通行政局担当）	平成27年7月31日 ～平成29年7月10日
	情報流通行政局長	平成元年7月5日 ～令和2年7月19日
秋本芳徳	情報流通行政局長	令和2年7月20日 ～令和3年2月19日
湯本博信	情報流通行政局総務課長	令和元年7月5日 ～令和2年7月19日
	大臣官房審議官（情報流通行政局担当）	令和2年7月20日 ～令和3年2月19日
玉田康人	情報流通行政局衛星・地域放送課長	平成28年6月17日 ～平成29年7月10日
豊嶋基暢	—	—
井幡晃三	情報流通行政局衛星・地域放送課長	平成29年7月11日 ～令和元年7月4日
吉田恭子	情報流通行政局衛星・地域放送課長	令和元年7月5日 ～現在
課長級職員	—	—
三島由佳	情報流通行政局衛星・地域放送課企画官	平成28年7月1日 ～令和元年7月15日

（参考）他省庁在籍者

氏名	官職名	在籍期間
奈良俊哉	大臣官房審議官（情報流通行政局担当）	平成29年7月11日 ～令和元年7月4日
課長補佐級職員	情報流通行政局	

別紙4：懲戒処分等の内容

氏名	懲戒処分等	違反行為	情状
谷脇康彦	減給3月 10分の2	倫理規程第3 条第1項第1 号、第6号、第 5条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ○次官級の官職として職員に範 を示すべき地位にあること ○供応接待が継続的で、その総額 が高額で悪質であること ○広く報道され行政への信頼を 低下させるなど公務内外に及 ぼす影響が特に大きいこと ○吉田真人及び秋本の行為時の 上司として管理監督者として の適正を欠いたこと
吉田真人	減給3月 10分の2	倫理規程第3 条第1項第1 号、第6号	<ul style="list-style-type: none"> ○次官級の官職として職員に範 を示すべき地位にあること ○供応接待が継続的で、その総額 が高額で悪質であること ○広く報道され行政への信頼を 低下させるなど公務内外に及 ぼす影響が特に大きいこと ○湯本、豊嶋、井幡、吉田恭子及 び三島の行為時の上司として 管理監督者としての適正を欠 いたこと
秋本芳徳	減給3月 10分の1	倫理規程第3 条第1項第1 号、第6号、第 5条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ○局長級の官職として職員に範 を示すべき地位にあること ○供応接待が継続的で、その総額 が高額で悪質であること ○広く報道され行政への信頼を 低下させるなど公務内外に及 ぼす影響が特に大きいこと ○湯本、井幡及び吉田恭子の行為 時の上司として管理監督者と しての適正を欠いたこと ○飲食の自己負担分の支払いを 行っていたこと

氏名	懲戒処分等	違反行為	情状
湯本博信	減給1月 10分の1	倫理規程第3 条第1項第1 号、第6号	○審議官級の官職として職員に 範を示すべき地位にあること ○広く報道され行政への信頼を 低下させるなど公務内外に及 ぼす影響が特に大きいこと ○飲食の自己負担分の支払いを 行っていたこと
玉田康人	戒告	倫理規程第3 条第1項第6 号	○管理職として職員に範を示す べき地位にあること
豊嶋基暢	戒告	倫理規程第5 条第1項	○管理職として職員に範を示す べき地位にあること
井幡晃三	減給1月 10分の1	倫理規程第3 条第1項第6 号	○管理職として職員に範を示す べき地位にあること ○供応接待が継続的で、その総額 が高額で悪質であること
吉田恭子	減給1月 10分の1	倫理規程第3 条第1項第6 号	○管理職として職員に範を示す べき地位にあること ○供応接待が継続的で、その総額 が高額で悪質であること ○部下とともに供応接待を受け た行為は管理監督者として適 正な対応に欠けた行為である こと
課長級職員	—	—	—
三島由佳	矯正措置(訓 告)	倫理規程第3 条第1項第6 号	○管理職として職員に範を示す べき地位にあること ○飲食の自己負担分の支払いを 行っていたこと

(参考) 他省庁在籍者

氏名	懲戒処分等	違反行為	情状
奈良俊哉	減給1月 10分の1	倫理規程第3 条第1項第6 号	○行為時には局長級の官職として職員に範を示すべき地位にあったこと
課長補佐級 職員	矯正措置(訓 告相当)	倫理規程第3 条第1項第6 号	○上司に誘われて参加した会食 であること